



新はつらつ職場づくり宣言

私たち、山田会計事務所山田英脩と従業員代表小崎咲樹は、労使ともに協力して、健康・快適で仕事のしやすい職場づくりを目指すために、当社においては働き方改革を推進し、次のとおり「はつらつ職場づくり」に取り組むことを労使で宣言する。

- 1 労働時間の適正把握に努め、疲労の蓄積や賃金不払残業を発生させません。
- 2 年次有給休暇の取得のしやすい環境をつくり、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めます。毎年、完全消化を目指します。
- 3 アニバーサリー休暇の取得を促進します。
- 4 健康診断や診断結果に対する措置を確実に実施し、労使で健康障害の原因を排除します。
- 5 安全衛生を最優先する気風・気質を育て、安心して働ける職場づくりに努めます。
- 6 職場から労働災害を無くすため、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動に積極的に取り組みます。
- 7 治療と職業生活の両立を図るため、ガイドラインに基づき社内の制度を整備します。
- 8 妊娠・出産を経ても、働き続けることができる理解ある職場、魅力ある職場づくりに努めます。
- 9 出産・子育て等をしながら働き続けることを支援する職場風土をつくります。
- 10 従業員の職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進に努めます。
- 11 育児・介護休業、男性の育児休業の取得促進を進めます。
- 12 全社員が女性の母性保護・母性健康管理についての理解を深め、次世代育成に会社ぐるみで取り組みます。
- 13 社員であると同時に、一人の父親、母親である労働者が、仕事も育児も楽しむことができる会社づくりに努めます。
- 14 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土を作ります。
- 15 正社員だけでなく、パートタイマーや契約社員の皆さんも仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整えます。
- 16 これまでの働き方にこだわらず、社員のワーク・ライフ・バランスを可能にする多様な働き方づくりに努めます。
- 17 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いがない職場環境を作ります。
- 18 妊娠・出産、育児・介護を行う労働者に対するハラスメントのない健全な職場を作ります。
- 19 マタニティーハラスメントのない思いやりのある職場づくりに努めます。
- 20 パートタイマーや契約社員の皆さんも含め、会社への貢献や働きに応じた適正な評価や待遇に努めます。
- 21 従業員の税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等の資格取得を応援します。

令和元年11月27日

山田会計事務所 従業員代表 小崎 咲 樹

山田会計事務所 代 表 山 田 英 脩

